

刑事施設における看守による工事の調査又は研究のための出張に関して、適切な出張計画を立案するとともに、出張報告書を作成・保存するなどして、施設施工旅費を目的に沿って適切に執行するよう改善させたもの

目的に沿って適切に執行されていない看守調査出張に係る支出額(支出) 1億0859万円

1 刑事施設及び施設施工旅費の概要

法務省の施設等機関である刑務所、拘置所等の刑事施設は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）により、懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者等（以下「被収容者」という。）を収容し、必要な処遇を行う施設とされている。

そして、刑事施設の内部組織は、施設の整備、物品の調達等を行う用度課等からなる総務部門と被収容者の収容に当たって必要な作業等の処遇を行う処遇部門とに大別される。

刑事施設において、用務を遂行するために職員を出張させる場合に必要な旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき、歳出予算の定めに従って収容業務旅費、施設施工旅費等の旅費の科目から支給している。

上記のうち、施設施工旅費は、施設整備のために必要となる旅費であって、法務省大臣官房会計課が作成した予算科目の解説（以下「科目解説」という。）によれば、工事の入札、監督、調査、研究、検査、連絡等の業務に係る出張に使用することができることとなっている。

そして、施設施工旅費を使用する出張の実施に当たっては、各刑事施設の施設整備を担当する用度課等が、出張計画を立案し、出張者に個別に用務を指示することになっている。

2 検査の結果

平成19、20両年度に施設施工旅費を使用した出張を実施している刑事施設は74施設であり、その出張の実績は19年度延べ5,993人、20年度延べ4,022人、計10,015人となっており、これに係る施設施工旅費の支出額は19年度1億4027万余円、20年度7865万余円、計2億1893万余円と多額に上っている。

検査したところ、73刑事施設において、施設の整備を担当する用度課等の職員ではない看守等の職員（以下「看守」という。）が、科目解説に示されている「工事の調査、研究」に該当するとして宿泊を伴う出張（以下、このような出張を「看守調査出張」という。）を多数実施していた。

すなわち、19、20両年度の看守調査出張の実績は、19年度延べ2,001人、20年度延べ1,065人、計3,066人、支出額19年度7227万余円、20年度3631万余円、計1億0859万余円となっており、73刑事施設における施設施工旅費の支出額19年度1億4027万余円、20年度7863万余円、計2億1890万余円の49%を占めていた。

そして、看守調査出張に係る出張計画の立案及び出張の成果の利活用等について、以下のような事態が見受けられた。

(1) 出張計画の立案等について

用度課等が出張計画を立案するに当たり、「工事の調査、研究」に係る明確かつ具体的な出張目的を設定しておらず、出張行程、出張者、出張先の設定等については、次のような状況となっていた。

出張行程については、出張者から聴取したところ、初日の午前中に出張先に移動し、当日の午後、出張先の刑事施設内を巡回するのみとなっていて、翌日は出張先に立ち寄ることなく直接帰宅するなどしており、出張先の刑事施設に滞在した時間は3時間程度となっている出張が多かった。

出張者については、明確かつ具体的な出張目的がないまま、複数の看守を同一行程で出張させているものが多く、3人以上の看守を出張させているものが延べ1,220人あったほか、同一の看守を2年連続で同じ刑事施設に出張させているものが延べ32人、年度末に定年等により退職した看守を当該年度に出張させていたものが延べ139人あった。

出張先については、明確かつ具体的な出張目的がないまま、大阪、東京、札幌、横浜、広島等の大都市近郊に所在する刑事施設に出張させているものが多く、また、20年度に出張させていた刑事施設延べ491施設のうち、19、20両年度に連続して出張先として選定していた施設は延べ177施設（36％）に上っていて、出張先の選定に偏りが見られた。

(2) 出張成果の利活用等について

看守調査出張に係る成果の利活用等については、次のとおりとなっていた。

出張の成果は出張報告書に記載されることになるが、必ずしもすべての出張について出張報告書を作成することとされていなかった。また、文書の保存期間を定める法務省行政文書管理規程12-06（平成13年秘文訓第340号大臣訓令）によれば、出張報告書の保存期間は1年未満とされている。このため、看守調査出張に係る出張報告書は、法務省に提出を求めた時点では、19年度分については全く保存されておらず、20年度分については全体の45％に当たる延べ484人分が保存されているのみであった。

さらに、保存されている出張報告書については用紙1枚程度の簡易なものが多く、今後の施設整備に資するような工事に関する具体的な知見は記載されておらず、「工事の調査、研究」という目的を達成していると認められるような内容となっていないものが大半となっていた。

上記のとおり、看守調査出張は、「工事の調査、研究」に係る目的が明確かつ具体的に設定されていないなど、出張計画が適切に立案されておらず、また、出張の成果である出張報告書が作成・保存されていなかったり、保存されている報告書も記載内容が十分でなかったりなどしていた。

したがって、看守調査出張に係る施設施工旅費の支出額1億0859万余円（延べ3,066人分）は、施設施工旅費の目的に沿って適切に執行されているとは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、法務省は、施設施工旅費の目的に沿った適切な執行が図られるよう、21年9月に各刑事施設に対して次の内容の通知を発し、これを受けて各刑事施設では内規を整備するなどの処置を講じた。

ア 出張目的を明確かつ具体的に設定して、出張行程、出張者、出張先の設定等が適切な出張計画を立案することにより、真に必要なものに限定して出張させること

イ 出張者に出張報告書の作成を義務付けるとともに、出張の成果を出張後に利活用するために、出張で得た知見を適切に蓄積し、その後の施設整備に反映できるよう適切に保存すること

各種図面の入力作業を請け負わせるに当たり、作業実施枚数の実績に基づき契約金額を変更するよう改善させたもの

節減できた契約金額(支出) 2863万円

1 各種図面の入力作業請負契約等の概要

法務省は、平成22年度までに、全国の法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下、これらを合わせて「登記所」という。）において、地図情報システムを導入し運用することとしている。

地図情報システムは、登記所に備え付けられている地図等を電子化してその事務処理を行うコンピュータシステムであり、登記情報システムと連動させることにより登記と地図等の一体的な事務処理を可能とするとともに、新たな地図等の公開方法や証明制度も可能とし、行政サービスの向上を図ることを目的として構築されている。

このため、全国の法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）は、19年度から、紙の土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図（以下、これらを合わせて「各種図面」という。）を地図情報システムに登録するために、一般競争により、次のとおり、各種図面の入力作業請負契約等（以下「作業契約」という。）を締結している。

当該年度に作業を実施する登記所を決定した上で、作業対象である各種図面の予定枚数（以下「作業予定枚数」という。）を当該登記所における各種図面のつづり込み帳のサンプル調査等により決定し、一般競争参加業者に提示するとともに、決定した作業予定枚数に1枚当たりの積算単価を乗ずるなどして、予定価格を決定する。

法務局等は、一般競争入札を実施して、落札した業者と作業契約を締結する。

作業契約の相手方は、法務局等が準備した登記所内の作業場所及び作業用機器を利用して、契約書及び仕様書に基づき、各種図面を電子化する作業を実施し、そのデータ等を保存した記録媒体（DVD-R）を成果品として法務局等に納入し、法務局等は速やかに成果品の検査を行う。

検査に合格した作業契約の相手方は法務局等に契約金額の支払を請求して、請求を受けた法務局等は所定の期間内に契約金額を支払う。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

法務省は、法務局等に対して、作業契約の契約書の書式を参考として示しており、法務局等はこの書式に基づいて作業契約を締結していたが、書式には実際に作業を実施した各種図面の枚数（以下「作業実施枚数」という。）が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定が定められていなかったため、本院が会計実地検査を行った16法務局等の作業契約33件のうちの32件において、当初の契約金額どおりに支払が行われていた。

しかし、本院が、この32件の作業契約について、成果品である記録媒体（DVD-R）に保存されている各種図面の枚数により作業実施枚数を確認し、作業予定枚数と比較したところ、次表のとおり、30件（19年度14件、20年度16件）の作業契約については、作業実施枚数が作業予定枚数を下回っており、通算すると作業実施枚数11,316,003枚は作業予定枚数12,475,192枚の90.8%となっており、中には、作業実施枚数が作業予定枚数の52.7%にとどまっている作業契約も見受けられた。

検査実施	年度	契約件数	作業予定枚数(A)	作業実施枚数(B)	作業実施割合(B) / (A)(%)
16法務局等	作業実施枚数が作業予定枚数を上回った作業契約（2法務局等）				
	19	2	413,368	440,578	106.6
	作業実施枚数が作業予定枚数を下回った作業契約（15法務局等）				
	19	14	3,632,121	3,137,803	86.4
	20	16	8,843,071	8,178,200	92.5
	計	30	12,475,192	11,316,003	90.8

そこで、この作業実施枚数が作業予定枚数を下回っていた作業契約30件、契約金額計2億7044万余円について、作業契約ごとに、契約金額を作業予定枚数で除して得られる各種図面1枚当たりの金額を作業単価として、この作業単価に作業実施枚数を乗じて契約金額を修正すると計2億4181万余円となり、実際に支払われていた契約金額は計2863万余円過大になっていた。

このように、多くの作業契約において作業実施枚数が作業予定枚数を下回っているのに、当初の契約金額を変更しないまま支払っている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、法務省は、21年8月までに、各法務局等に対して通知を発するなどして、21年度の作業契約から、作業実施枚数が作業予定枚数と異なった場合における契約金額の変更に係る規定を契約書に追加し、作業実施枚数が作業予定枚数を下回った場合には、下回った枚数に相当する額を契約金額から減額することとする処置を講じた。

- 外務省 -

国の援助を受けて取得した日本人学校の校舎等の売却に際して、当該校舎等の残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるとともに、援助により取得した財産を処分する場合には、売却益の有無にかかわらず残存価額に相当する援助金を国庫に返納させるよう改善させたもの

国庫に返納させた残存援助金(支出) 5億4402万円

1 日本人学校に対する援助等の概要

外務省は、海外において日本人会、進出企業の代表者等からなる学校運営委員会等によって運営される日本人学校が校舎、体育館等（以下「校舎等」という。）を建設し又は購入する場合には、経費の一部を「日本人学校校舎の新・増築及び購入に際しての「シドニー方式」による政府援助について」（以下「シドニー方式取扱要領」という。）等に基づいて援助している（以下、この援助を「校舎等建設購入援助」という。）。

ニューヨーク日本人学校の運営主体であるニューヨーク日本人教育審議会（以下「審議会」という。）は、平成4年に同校の校舎等を購入して改築した際に、外務省に対して校舎等建設購入援助を要請し、これに対して、外務省は、同年から18年7月までに、計836万余米ドル（邦貨換算額9億3372万余円）の援助金をニューヨーク日本国総領事館を通じて審議会に交付している。その後、審議会は、18年7月に、児童生徒数の減少及び財政の悪化を理由に校舎等及び土地を現地の学校法人に売却し、同月以降は、売却先から当該校舎等及び土地の一部を賃借して、引き続き同校を運営している。

外務省は、同校の校舎等が売却された時点では財産の処分制限に関する規定を定めていなかったが、その後、シドニー方式取扱要領を改定し、援助により取得した財産を処分する場合の規定を設け、残存価額に相当する援助金（以下「残存援助金」という。）を国庫に返納することを条件にしていたが、売却益が生じなかった場合は規定の適用を除外するとしていた。

2 検査の結果

検査したところ、外務省は、18年に審議会から売却の報告を受けた際、校舎等の処分に関する規定はなかったが、売却により利益が生ずる場合は援助金の返納を求める必要があると考えて、その要否を検討し、売却益は生じないので返納を求める必要はないとして援助金の返納を求めていなかった。

しかし、校舎等建設購入援助は、我が国の国庫補助事業に準じて相当期間にわたって校舎等を維持して使用することを前提に実施されており、国庫補助事業における財産処分制限期間内に校舎等が売却され、校舎等建設購入援助の目的が十分に達成されていないのに、売却益が生じなかったとして残存援助金528万余米ドル（邦貨換算額5億4402万余円）の返納を求めていない事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、外務省は、21年9月に、次のような処置を講じた。

ア 在ニューヨーク日本国総領事館を通じて審議会に対して残存援助金を国庫に返納するよう求め、同月に、審議会から同額の返納を受けた。

イ シドニー方式取扱要領の規定を改正して、売却益の有無にかかわらず、援助開始後の経過年数に応じて残存援助金を国庫に返納させることとし、在外公館を通じて日本人学校の運営主体に周知した。

健康管理休暇に際して支給される航空運賃を経済的なものにすることなどにより、健康管理旅行費を節減するよう改善させたもの

節減できた健康管理旅行費(支出) 3198万円

1 健康管理旅行費及び国際旅客航空運賃の概要

外務省は、自然、衛生、社会等の環境が極めて厳しく、外務大臣が特定の不健康地として指定した地域(以下「特定不健康地」という。)に勤務する大使館及び総領事館(以下「在外公館」という。)の職員等が、心身の保養、健康診断、病気治療等を行うために、在勤地から外務大臣が指定する都市(以下「基準都市」という。)までの旅費の国費支弁を受けて年次有給休暇等を取得する制度(以下「健康管理休暇」という。)を設けている。

外務省は、健康管理休暇に際して国が支弁する旅費(以下「健康管理旅行費」という。)の額を、在勤地から基準都市へ旅行する場合に要する額(以下、これに係る航空運賃を「規定額」という。)又は職員等が健康管理休暇のために実際に支払う額のいずれか低い方の額とするとしている。そして、外務省は、規定額を直行往復エコノミークラス運賃としているが、各在外公館に対して、平成20年度第3四半期までは航空運賃に日程変更可能な割引航空券が存在する場合はその額を適用するよう指示し、20年度第4四半期からは割引航空券が存在する場合はその額を適用するよう指示していた。また、基準都市への直行便がなく経由地を経る必要がある場合は、利用可能な最も経済的な経路を選択するよう指示していた。

国際旅客航空運賃には、普通運賃に比べて安価な割引運賃があり、これには国際航空運送協会(以下「IATA」という。)が設定したIATA・PEX運賃、各航空会社が独自に決めたキャリアPEX運賃(以下、これらを合わせて「PEX運賃」という。)等がある。

2 検査の結果

13の在外公館について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

4在外公館(在サウジアラビア、在ヨルダン、在タンザニア各日本国大使館、在ジッダ日本国総領事館)は、ロンドン等の基準都市までの航空路線に日程変更可能な割引航空券が存在しないとして、エコノミークラスの普通運賃を規定額に適用していた。そして、20年度第3四半期までにエコノミークラスの割引運賃に変更していたものの、この割引運賃はPEX運賃等に比べて割引率の低いものであった。

しかし、これら4在外公館でも、基準都市への公務出張の際にはPEX運賃等で航空券を購入していた。したがって、健康管理休暇においても、公務出張と同じPEX運賃等の経済的な航空運賃を規定額として適用すべきであると認められた。

在イラン日本国大使館は、基準都市が東京の場合に、規定額を在勤地のテヘランからフランクフルトを経由地とする航空路線のPEX運賃にしていた。

しかし、近年、中東諸国を経由地とする航空路線がテヘランから本邦までの一般的な経路になっており、航空運賃もフランクフルトを経由するより安価であることから、健康管理休暇を取得した多くの職員等は、上記PEX運賃とほぼ同額のビジネスクラスの割引航空券を購入していた。

したがって、従前の経由地を見直して経済的な経路による航空運賃により規定額を決定すべきであると認められた。

上記により、規定額に、公務出張で購入されていたPEX運賃等の経済的な航空運賃等を適用したとすれば、5在外公館の健康管理旅行費を19年度1833万余円、20年度1364万余円、計3198万余円節減できたと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、外務省は、健康管理旅行費の執行が経済的なものとなるよう次のような処置を講じた。

ア 21年5月に、各在外公館に対して、健康管理旅行費の規定額について、最も経済的な航空運賃を適用するとともに、経由地がある場合は最も経済的な経路を選択するよう指示した。これを受けて特定不健康地に所在するすべての在外公館は、規定額が経済的なものになるよう見直しを行った。

イ 経済的な航空運賃を規定額に適用するよう徹底するために、同年9月に、各在外公館に対して訓令を発して、職員の健康管理休暇取得時等に経済的な航空運賃の適用の有無を調査することなどを指示するとともに、職員に健康管理旅行費を合理的かつ最も経済的な航空運賃や経路により執行するよう周知した。

ウ 基準都市については、定期的に見直すこととするとともに、上記の訓令により、各在外公館に対して、現行の基準都市が現状に合わないと考えられる場合は、速やかに報告するよう指示した。

所得税の申告書とともに提出される譲渡所得の内訳書等を課税資料として確実に活用することなどにより、事業用建物の譲渡がある場合の消費税の課税が適正なものとなるよう改善させたもの

徴収不足となっていた税額(収入) 1億0417万円

1 制度の概要

消費税は、事業を行う個人及び法人が事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供(以下「資産の譲渡等」という。)に対して課税されるものである。この「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡等が反復、継続して行われることであるとされているが、個人事業者の場合には、事業の用に供している建物(以下「事業用建物」という。)の譲渡など事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡等については「事業として」に該当するとされている。

個人事業者は土地や建物を譲渡した譲渡所得がある場合には、所得税の確定申告書(以下「所得税申告書」という。)とともに「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(以下「内訳書」という。)等を税務署に提出することとされている。

税務署においては、個人課税部門が所得税及び個人事業者に係る消費税の賦課事務を、また、資産課税部門が所得税のうちの譲渡所得及び相続税の賦課事務をそれぞれ担当している。このため、個人事業者から消費税及び地方消費税の確定申告書(以下「消費税申告書」という。)、所得税申告書及び内訳書等の提出を受けた場合の事務は、次のとおり行うこととされている。

ア 個人課税部門は、それぞれの申告書について住所、氏名等の確認を行った後、申告書のデータ入力を行う。ただし、譲渡所得のある所得税申告書については、申告書のデータ入力の前に、内訳書等とともに資産課税部門へ回付する。

イ 資産課税部門は、譲渡所得のある所得税申告書の内容の確認等を行った後その申告書を個人課税部門へ返付する。また、消費税の課税の対象となる事業用建物の譲渡について記載のある内訳書等については、消費税の課税資料として活用できるようその写しを個人課税部門に回付する。

ウ 個人課税部門は、返付を受けた譲渡所得のある所得税申告書について、その申告書のデータ入力を行う。また、回付を受けた内訳書等の写しは消費税の課税資料として活用し、消費税申告書においてその事業用建物の譲渡価額が課税売上高に含まれているかなどを調査して、含まれていない場合にはそれを是正するなどの課税処理を行う。

2 検査の結果

事業用建物の譲渡価額に対して消費税が課されていない16税務署の納税者18人に係る徴収不足となっていた消費税額104,175,500円を対象として検査した。

検査したところ、上記の納税者18人は、いずれも事業用建物の譲渡に係る譲渡所得があったとした所得税申告書を提出していた。しかし、上記の納税者18人は、当該譲渡は、消費税の課税対象となることから、譲渡価額を課税売上高に含めた消費税申告書を提出する要があったのに、消費税申告書において譲渡価額を課税売上高に含めていなかったり、消費税申告書を提出していなかったりしていた。

そこで、税務署における課税資料の活用状況等を検査したところ、いずれの税務署においても、資産課税部門は上記の納税者18人から提出された内訳書等の写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付しておらず、課税資料が適切に活用されていなかった。

このように、税務署において、資産課税部門は事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等の写しを消費税の課税資料として個人課税部門に回付することとされているのに、これが行われていないために消費税の課税の処理がなされておらず計104,175,500円が徴収不足となっていた事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国税庁は、21年6月及び8月に、資産課税部門及び個人課税部門の事務処理手続を定めている資産税事務提要及び個人課税事務提要を改正したり、国税局等に通知を発したりするなどして、事業用建物の譲渡に係る消費税の課税が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア 税務署に対して、資産課税部門において事業用建物を譲渡していることが記載された内訳書等の写しを個人課税部門に回付しているか確認する手続を定めるなどして、内訳書等が消費税の課税資料として確実に活用されるよう事務処理体制の整備を図った。

イ 事業用建物の譲渡は消費税の課税対象となることについて国税庁のホームページに掲載するとともに、税務署等において、説明会等を通して納税者等に対する周知を十分に図ることとした。

職員に支給する諸手当等の予算執行に当たり、支出負担行為の計画を適時に示達する体制を整備することなどにより、適正な会計処理が行われるよう改善させたもの

適正でない会計処理を行った諸手当等の額(支出) 1億2298万円

1 事態の概要

財務省は、内閣から、国会の議決を経た一般会計に係る歳出予算の配賦を受けている。このうち、財務局の職員に支給する俸給等や通勤手当等（以下「職員諸手当等」という。）については、（組織）財務局（項）財務局共通費等の中で（目）職員基本給、（目）職員諸手当その他の科目に区分されている。

配賦された歳出予算は、会計法令等に従って執行される。会計法令等によれば、各省各庁の長は、支出負担行為を支出負担行為担当官に行わせようとするときは、歳出予算の範囲内で、「目」の区分別に金額等を定めた支出負担行為の計画を示達することにより行うこととされている。そして、示達を受けた支出負担行為担当官は、「目」の金額を超えて支出負担行為を行ってはならないこととされている。

財務局に係る経費については、大臣官房地方課が示達する額を算定し、大臣官房会計課にその示達を依頼して、依頼を受けた会計課が各財務局に示達するなどの仕組みになっている。

2 検査の結果

検査したところ、5財務局において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、職員諸手当等の支出に際して、財務局が支出負担行為を行おうとしたところ、（目）職員諸手当その他の正当な科目に係る示達の残額が不足していて、これらの科目の支出負担行為を行うことができない状況となった。一方、示達する額を算定する地方課は、示達の残額の不足が予測される財務局を十分把握していなかったり、財務局からの示達の追加要求の連絡を受けても、支給予定日までの示達は困難だとして会計課に示達を依頼していなかったりなどしていた。このため、財務局は、いったん、（目）職員基本給その他の正当ではない別の科目から支出負担行為を行って支出をし、後日、示達の追加が行われた後に、当該支出を行った科目を正当な科目に更正するという会計処理を行っていた。

そして、このような会計処理を行っていた額が19、20両年度計7件1億2298万円見受けられた。

このような会計処理は、示達額以上の支出負担行為を許容することになり、また、予算の全体を把握していない財務局のこのような会計処理を放置すれば、「目」の予算額を超過した支出が行われることにつながりかねないこととなり、適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、財務省は、21年9月に、財務局における職員諸手当等の予算執行に当たり、適正な会計処理が行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 示達事務処理要領を制定することにより、示達の追加要求についての具体的な事務手続を定めて、財務局がこれにより示達の追加要求を行うこととするとともに、地方課に提出する調書の様式を変更して、地方課と財務局の双方が示達の残額の不足見込時期を容易に把握できるようにするなどした。

イ 地方課等の部局に対して事務連絡を発し、示達の不足等の事実が判明したときは、会計課に速やかに報告するなどして、会計課との連携を図ることなどを周知した。

埠頭監視カメラシステムの定期保守点検業務の積算について、労務単価に係る基準等を作成することなどにより、仕様書における業務内容及び作業の実態に即した適切なものとするよう改善させたもの

低減できた定期保守点検業務費の積算額(支出) 8 1 7 0 万円

1 契約の概要

財務省は、全国の9税関等が行う輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客に対する監視取締りに用いる各種の監視取締機器を整備している。監視取締機器のうち埠頭監視カメラシステム（以下「監視カメラ」という。）は、埠頭の照明灯柱等に設置されたカメラを庁舎内の監視室から職員が遠隔操作することなどにより、不審な人物、船舶等を監視するもので、カメラ、無線伝送装置、操作卓、モニター等の機器及びこれらの機器を連結して制御するためのネットワークシステムから構成されている。

9税関等は、監視カメラを購入契約又はリース契約により設置している。そして、設置した監視カメラの障害を予防して常時正常に使用できる状態に保つための保守点検については、リース契約の内容に保守点検業務が含まれている監視カメラを除いて、毎年度、保守契約を締結している。

保守契約の主な内容である監視カメラの動作確認等を中心とした年1回の定期保守点検業務は、仕様書によると、カメラの分解点検及び清掃、電源ケーブル等の点検、カメラ等の取付金具類の点検、無線伝送装置の点検、清掃等となっているが、契約書及び仕様書では、当該業務に従事する作業者の具体的な技術資格等については定められていない。

そして、財務省は保守契約の予定価格の積算についての基準等を作成していないことから、9税関等はそれぞれ独自に予定価格の積算を行っており、作業員1日当たりの労務単価に作業に必要な日数を乗ずるなどして算定している。

2 検査の結果

7税関等において、19、20両年度に締結された保守契約13契約、契約額1億3460万余円を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

7税関等は、予定価格の積算に用いる作業員1日当たりの労務単価について、監視カメラの定期保守点検には相当高度な技能が要求されるため、市販の積算参考資料に掲載されている一般的な労務単価は採用できないなどとして、監視カメラの購入先の業者からの聞き取り調査又は日本電子計算機株式会社が取りまとめている大手メーカー6社の技術者サービス料金を参考にするなどして、80,000円から105,600円までと算定した上でこれに作業に必要な日数を乗ずるなどして、定期保守点検業務を1億1541万余円と積算していた。

しかし、上記のサービス料金は、システム設計、システムテスト等のシステム開発のような高度な技能が要求される業務を行うシステムエンジニアに対する単価であり、定期保守点検の業務の主な内容であるカメラの分解点検、清掃等は、システムエンジニアのような高度な技能が要求される業務とは異なるものである。また、作業員名簿によれば、作業は電気工事士等により実施されていた。

定期保守点検に係る労務単価について、仕様書における業務内容から、市販の積算参考資料に掲載されている電工の単価（1日当たり13,400円から18,700円まで）等を用いることとして、前記13契約の積算額を修正計算すると、計3368万余円となり、前記の積算額1億1541万余円を約8170万円低減できたと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、財務省は、21年9月に監視カメラの定期保守点検業務の予定価格の積算を適切に行うよう次の処置を講じた。

ア 定期保守点検業務に採用する労務単価やその他の費用に係る予定価格の積算を作業の実態に即したものとするために、積算方法の基準を作成した。

イ 上記の基準を各税関等に対して通知して、21年9月以降に締結される21年度の定期保守点検業務に係る契約から統一的に適用することとした。

物納財産として引き受けた土地に係る国有財産台帳の価格改定を適切に行うよう改善させたもの

台帳価格が過大となっていた額(収入支出外) 12億5215万円
(交付金過大交付額303万円、過小交付額61万円いずれも19、20両年度)

1 制度の概要

財務(支)局、財務事務所等(以下「財務局等」という。)は、相続税として物納された土地等(以下「物納財産」という。)を引き受け、国有財産として管理又は処分を行っている。この物納財産を国有財産台帳に登録する場合の価格は、相続時点の評価額によることとされている。また、財務局等は、国有財産を5年ごとに年度末の現況により評価し、台帳価格を改定することとされており、最近では平成18年3月末の評価で価格改定が行われている。

この価格改定に当たり、物納財産である土地については、時価に換算するための倍率(以下「時価倍率」という。)を台帳価格に乗じて行うものがあり、さらに、これらの土地の一部については、相続開始時点から18年3月末までの期間に対応する時価倍率を乗じて価格改定を行う必要がある。

また、国有財産の台帳価格は、固定資産税に代わるものとして国から市町村等に交付される国有資産等所在市町村交付金(以下「交付金」という。)の算定の基となっている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

関東財務局及び管内の財務事務所等において、18年3月末の価格改定に当たり、担当する部局に対する指導が十分でなかったことなどのため、時価倍率による算定が必要な物納財産の土地について、相続開始時点からの時価倍率を乗ずることなく、誤って国有財産として引き受けた時点からの時価倍率を乗ずるなどして、価格改定が行われたものが214件あり、台帳価格が12億5215万円過大となっていた。また、これらに係る交付金が、19、20両年度で303万円が過大に、61万円が過小に交付されていた。

このように、関東財務局管内における国有財産台帳の価格改定が適切に行われておらず、その結果、適正な交付金が交付されていなかった事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、関東財務局及び管内の財務事務所等は214件の台帳価格を訂正し、同財務局は、訂正後の台帳価格に基づいて21年度の交付金を交付した。そして、同財務局は、事務処理マニュアルを作成し、配布するなどして担当部局を指導し、国有財産台帳の価格改定が適切に行われるよう体制を整備する処置を講じた。また、財務省は、同マニュアルを他の財務(支)局に配布するなどして、このような事態が再発しないよう注意を喚起する処置を講じた。

国民健康保険の財政調整交付金の交付額の算定を適切なものにするため、退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整を的確に行うよう改善させたもの

過大に交付される結果となっていた財政調整交付金交付額(支出) 28億6294万円

1 制度の概要

国民健康保険については、各種の国庫助成が行われており、その一つとして、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う国民健康保険について財政調整交付金が交付されている。財政調整交付金の交付額の算定方法は、「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」（昭和38年厚生省令第10号。以下「算定省令」という。）において定められている。このほか、財政調整交付金の交付申請及び事業実績報告（以下「実績報告」という。）の手續や実績報告に用いる様式等を示すものとして、厚生労働省は、毎年度、同省保健局長通知（以下「通知」という。）を発出するとともに、通知の添付資料として、実績報告の各様式に記載すべき諸計数の具体的な計算等の説明書（以下「説明書」という。）を配布している。併せて、交付額の算定に当たっての具体的な留意点や当該年度の変更点を示すものとして同省保険局国民健康保険課事務連絡（以下「事務連絡」という。）を発出している。

財政調整交付金の交付額の算定に用いる平均一般被保険者数は、各市町村が厚生労働省に対して毎月報告している統計資料（以下「月報」という。）に計上した各月末時点の一般被保険者数を用いることとされている。そして、説明書によると、被用者保険の被保険者であった者で、退職して国民健康保険の被保険者となり、かつ、厚生年金等の受給権を取得した場合に適用される資格を有する者及びその被扶養者（以下、これらの者を「退職被保険者等」という。）のうち、届出が遅れるなどしていた退職被保険者等の資格がさかのぼって確認されたことにより、そ及して資格の適用（以下「そ及適用」という。）を行った者（以下「そ及退職被保険者等」という。）がいる場合は、月報に計上した一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除して、一般被保険者数の調整を行うこととされている。

2 検査の結果

本院は、28都府県の、18年度1,140市区町村等、19年度1,125市区町村等を対象として、合規性、経済性等の観点から、財政調整交付金の交付額の算定に当たって退職被保険者等のそ及適用に伴う一般被保険者数の調整が的確に行われ、ひいては財政調整交付金の交付額が適切に算定されているかに着眼して検査を行った。そして、検査に当たっては、上記のうち301市区町村については会計実地検査を行い、それ以外の18年度839市区町村等、19年度824市区町村等については、それぞれの都府県を通じて調書の提出を受けるなどして検査を行った。

検査したところ、平均一般被保険者数を算定するに当たって、各月末時点の一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除して一般被保険者数の調整を行うことは、前記のとおり説明書において示されているものの、調整の具体的な方法については、算定省令、通知、説明書及び事務連絡のいずれにおいても明記されていなかった。また、通知で定めている実績報告の様式上も、各月末時点の一般被保険者数を記載する欄が設けられているのみであり、各月の一般被保険者数から控除すべきそ及退職被保険者等の数の記載欄等は設けられていなかった。

そこで、検査の対象とした市区町村等のうち、普通調整交付金の交付を受けていなかったなどの市町村を除いた18年度28都府県1,044市区町村等、19年度28都府県1,005市区町村等についてみたところ、多くの市町村では、一般被保険者数の調整を行っていなかった。このため、一般被保険者数の調整を行った場合の財政調整交付金の交付額への影響を、一定の条件に基づいて計算したところ、18、19両年度で計28億6294万余円が過大に算定される結果となっていた。また、調整を実施しているとしていた市町村についてみても、一般被保険者数から控除すべきそ及退職被保険者等の数の把握方法等が区々となっている状況であった。

このような事態が生じていたのは、厚生労働省において、通知等にそ及退職被保険者等の数を控除するための具体的な調整方法を明示していなかったこと、また、通知で定めている実績報告の様式においても、控除すべきそ及退職被保険者等の数を記載する欄を設けていなかったことなどによると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、厚生労働省は、国民健康保険の財政調整交付金の算定において、一般被保険者数の調整を的確に行うよう、21年1月に都道府県に対して通知等を発して、次のような処置を講じた。

ア 都道府県及び市町村に対して、一般被保険者数からそ及退職被保険者等の数を控除する旨の具体的な調整方法を明示して、これを周知した。

イ 実績報告の様式にそ及退職被保険者等の数の記載欄を設け、これにより市町村が一般被保険者数の調整を的確に行うとともに、都道府県が審査において調整の有無等を容易に確認することができるようにした。

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）による補助事業の実施に当たり、補助金の交付の対象とするガスエンジン給湯器の購入価格の範囲を定めることにより、事業を効率的に実施するよう改善させたもの

補助の目的に沿って効率的に交付されていない国庫補助金相当額（支出） 1億1781万円

1 ガスエンジン給湯器補助事業の概要

資源エネルギー庁は、従来方式に比べて高い省エネルギー性が認められる住宅・建築物用の高効率給湯器の導入を政策的に支援することとして、住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金（高効率給湯器導入支援事業）による補助事業を実施している。そして、同庁は、15年度から、同事業において、ガスエンジン給湯器の購入設置者にその経費の一部を補助する民間団体等（以下「補助事業者」という。）に対してその実施に要する経費等を補助する事業（以下「ガスエンジン給湯器補助事業」という。）を実施している。

そして、ガスエンジン給湯器補助事業の目的について、同庁は、ガスエンジン給湯器の購入価格が、従来機器の購入価格と比較して高額であることから、双方の購入価格等の価格差を対象として、その範囲内で補助金を交付し支援することによりガスエンジン給湯器の導入を促進することとしている。

補助事業者は、毎年度、補助金の交付手続、交付対象、交付額、補助金の交付対象とするか否かを決定するため従来機器の購入価格を基に設定した基準額等を記載した業務方法書及び実施計画書を提出して経済産業大臣の承認を受け、事業を実施している。

このうち、基準額は、補助事業者が15年当時に従来機器の購入価格の市場調査を行い、これを基に設定したもので、補助事業者は20年度まで毎年度同額を基準額としてきている。

そして、補助金の交付対象については、ガスエンジン給湯器の購入価格が基準額以上のものとし、その交付額は、15年度及び16年度はガスエンジン給湯器の購入価格と基準額との価格差の2分の1の額とし、また、17年度以降は、定額とするなどしている。

2 検査の結果

検査したところ、購入設置者から提出された設置工事完了報告書等によると、17年度から20年度までに本件補助事業により設置されたガスエンジン給湯器52,835台のうち2,119台、国庫補助金額計3億7087万余円について、その購入価格と基準額との価格差を超えて補助金が交付されていた。そして、その超えた分に相当する額は計1億1781万余円となっていた。

一方、ガスエンジン給湯器については、22年度末までに34万kW相当の設備を導入することが目標とされているが、20年度末現在の普及状況は目標の約3分の1にとどまっていることから、今後も普及促進に努めていく必要がある状況にあるとしている。

このように、限られた予算でガスエンジン給湯器の導入を効率的に支援し促進するためには、購入価格と基準額との価格差の範囲内で補助金を交付して事業を実施する必要があるのに、基準額との価格差を超えて補助金が交付されていて、本件補助事業の目的に沿って効率的に補助金が交付されていなかった。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、資源エネルギー庁は、ガスエンジン給湯器の市場での普及状況や市場価格の実態に基づいて、購入価格と基準額との価格差の範囲内で補助金を交付して、効率的に機器の導入支援が実施されるよう、次のような処置を講じた。

21年7月に、補助事業者に対して、事業の目的、補助金額の設定の考え方を周知するとともに、同年9月に、購入価格と基準額との価格差を超えて補助金が交付されないよう、ガスエンジン給湯器の購入価格が、基準額と定額の補助金額との合計額を超える場合に補助金の交付の対象とするなどとする業務方法書の変更申請を承認して、同年9月の募集から実施させている。

電源立地地域対策交付金の交付に当たり、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業を自ら実施する場合だけでなく、負担金を支払うことにより実施する場合であってもこれに交付金を充てることはできないことを明確にすることにより、交付金が適切に交付されるよう改善させたもの

国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業に交付金が
実質的に充てられている交付金交付額(支出) 4億0765万円

1 交付金の概要

資源エネルギー庁は、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）等に基づき、原子力、火力、水力等の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するために、発電用施設が所在し又は建設中の地点を区域内に含む市町村及びこれらの市町村が所在する都道府県（以下、これらを「立地市町村等」という。）に対して、電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付している。

交付金の交付対象事業は、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年文部科学省・経済産業省告示第2号）により、立地市町村等が実施する公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営、福祉対策等の事業（以下、これらを「交付金事業」という。）とされている。そして、「電源立地地域対策交付金の運用について（通達）」（以下「通達」という。）によると、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業については、国の負担又は補助の割合を定めている意味が失われることのないよう、交付金の交付対象としないこととしている。

2 検査の結果

福島県双葉郡富岡、楡葉両町は、平成17年度から20年度までの間に、東北経済産業局から交付金の交付を受けて、水道の配水管敷設工事等の6水道施設整備事業を交付金事業として事業費計6億1975万余円（交付対象事業費6億1964万余円、うち交付金充当額3億4340万円）で実施していた。

一方、富岡、楡葉両町に、近隣の双葉町等3町を加えた5町は、3年3月に一部事務組合である双葉地方水道企業団（以下「企業団」という。）を設立しており、企業団は、各町の水道施設整備を含む水道事業を運営している。5町が11年10月に企業団と締結した「水道事業の統合に関する協定書」によれば、配水管等の建設改良事業費は、事業量に応じてそれぞれの町が負担することとされている。

前記の6水道施設整備事業は、企業団が、水道法（昭和32年法律第177号）を根拠とする厚生労働省所管の補助事業として17年度から20年度までの間に実施した事業の一部であった。同法では、水道事業を実施する地方公共団体（一部事務組合を含む。）に対して、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、その一部を補助することができることとし、その補助の割合は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）に3分の1と定められている。

企業団は、事業費から補助金額を差し引いた額を町ごとに負担金として請求し、富岡、楡葉両町は、この請求に基づき企業団に負担金を支払っていた。そして、富岡、楡葉両町は、その負担金の財源の一部に6水道施設整備事業に係る交付金を充てていた。

さらに、双葉、富岡両町が、19、20両年度に、福島県から交付金の間接交付を受けて実施した4水道施設整備事業の事業費計1億0498万余円（交付対象事業費9986万余円、うち交付金充当額6425万余円）においても同様の事態が見受けられた。

このような事態に対して、東北経済産業局は、補助事業の事業主体は企業団であり、交付金事業の事業主体は町であることから、交付金で負担金を支払うことは、通達が定める国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業に交付金が充てられているとはみなさないとしていた。

しかし、前記のとおり、計10水道施設整備事業の事業費計7億2474万余円（交付対象事業費7億1951万

余円）における交付金計4億0765万余円は、立地市町村等からの負担金を通じて国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業に実質的に充てられていたことになる。

このような事態は、法令で国の負担又は補助の割合を定めている意味が失われることのないようにするとの通達の趣旨からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、資源エネルギー庁は、21年9月に各経済産業局等に対して通知を発して、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている事業について、自ら実施する場合だけでなく、負担金を支払うことにより実施する場合であってもこれに交付金を充てることはできないことを明確にし、交付金が適切に交付されるようにする処置を講じた。

地域気象観測システム（アメダス）の運用に当たり、解析雨量の精度が向上したことにより必要がなくなった無線雨量観測所を廃止するなどして、より効率的な観測体制とするよう改善させたもの

18年度から20年度までの無線雨量観測所の維持費用(支出) 2388万円

1 地域気象観測システムの概要

気象庁は、集中豪雨等の局地的気象現象によりもたらされる災害や事故を防止・軽減するための基盤的観測網として、地域気象観測システム（以下「アメダス」という。）を構築して、昭和49年11月から運用している。そして、アメダスの観測施設として、全国1,274か所（平成21年3月末現在）に雨量、気温、風向・風速、日照時間等を観測する地域気象観測所（以下「観測所」という。）を設けている。

各観測所は、観測データを気象庁本庁のセンターシステムに送信している。この送信については、ほとんどが有線回線を利用したものとなっているが、山岳部に設けていて、有線回線を利用することが困難な観測所は、当該観測所を管理している地方気象台等に無線で観測データを送信し、当該地方気象台等が有線回線を利用してセンターシステムに観測データを送信している。このように無線を利用して観測データを送信している観測所は、全国に89か所（21年3月末現在）あり、すべて雨量のみの観測を行っている（以下、これらの観測所を「無線雨量観測所」という。）。

そして、センターシステムに送信された観測データについては、降水状況の把握に用いられるほか、解析雨量を計算する際に用いられるなどしている。

2 検査の結果

前記の89無線雨量観測所を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 無線雨量観測所の運用状況について

無線雨量観測所は、山岳部における降水状況の把握を目的としており、その設備は、雨量計、無線送信装置、太陽電池、アンテナ等の機器及びこれらを設置するための支柱等から構成されていて、有償で借り受けた土地に設けられたものが多くなっていた。そして、山岳部における雨量の観測データが必要になるのは河川が増水しやすい春から秋にかけての期間であることや、冬期には雨量計が凍結するおそれがあることなどのため、毎年、春と秋に地方気象台等の職員が現地へ出向いて機器を支柱等へ設置又は取外しするなどして、1年を通じた観測は行っていない状況であった。

以上のように、無線雨量観測所は、通年観測を行っていない一方、地方気象台等が無線で受信した観測データをセンターシステムに有線で送信するための通信費に加えて、土地の借料や、職員による機器の設置、取外し等のために要する旅費等が必要となっており、18年度から20年度までの間に89無線雨量観測所の維持に要した費用は計2388万余円となっていた。

(2) 解析雨量の活用について

気象庁は、昭和29年に気象レーダーを設置して以降、全国に順次増設したり、性能を向上させたりするなどしており、平成21年3月末現在、20か所で全国の降水状況を観測している。

また、解析雨量を計算するセンターシステムについても、数次にわたる更新により、データ処理能力等を向上させている。

さらに、気象庁は、15年度以降順次、国土交通省河川局及び道路局並びに地方公共団体が観測している雨量に係る観測データも、解析雨量を計算する際に用いるようになっている。

これらのことにより、18年3月以降、30分ごとに1km四方の解析雨量を公表することができるようになるなど、その精度は年々向上してきており、大雨警報や同注意報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を発表する際に活用している。

上記(1)及び(2)のように、無線雨量観測所は、通年観測を行っておらず、また、近年、レーダー観測及び解析技術の進歩や他機関の観測データの取込みなどにより解析雨量の精度が向上してきていることなどから、維持する必要性は低くなってきており、原則として廃止しても支障はないものと認められた。

なお、気象庁は、18年3月に、無線雨量観測所の廃止を推進していくことを決定し、老朽化等により維持が困難になった場合は、原則として、更新することなく廃止することとしていたものの、21年3月末までに廃止したものは9か所にとどまっており、無線雨量観測所の維持費用が多額に上っていた。

したがって、気象庁において、無線雨量観測所の廃止を推進していくことを決定していたにもかかわらず、その後も多額の維持費用を支払っていた事態は適切とは認められず、より効率的な観測体制となるよう、必要がなくなつたと判断したものについては速やかに廃止するなど改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、気象庁は、より効率的な観測体制となるよう、21年10月までに、89無線雨量観測所のうち必要がないと判断した76か所については廃止することを決定して、同年12月末までに機器等の設備を撤去することとした。また、引き続き維持しておくことが必要であると判断した13か所については、機器の取外し等が不要で通年観測ができる近隣の場所に移設することとする処置を講じた。

固定電話の使用に当たり、経済的な料金プランを利用することにより通話料の節減を図るよう改善させたもの

節減できた通話料(支出) 1 2 6 2 万円

1 固定電話の通話料の概要

国土交通本省（以下「本省」という。）並びに地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、運輸監理部、地方航空局及び航空交通管制部（以下、これらを合わせて「地方支分部局」という。）は、各事業所間や関係業者及び事業実施現場に赴いた職員との連絡等を行うために、執務室等に設置されている有線式の電話（以下「固定電話」という。）及び携帯電話を使用している。このうち固定電話については、東日本電信電話株式会社等の固定電話に係る電気通信事業を行う電気通信事業者（以下「固定電話会社」という。）とそれぞれ利用契約を締結して通話料、回線使用料等の電話料金を支払っている。

固定電話から携帯電話に電話をかける場合（以下、このことを「固定電話発携帯電話着」という。）については、平成16年度以降に、各固定電話会社から、固定電話発携帯電話着の通話料に係る各種の経済的な料金プランが提供されている。

この料金プランのうち主なものとしては、1分間当たりの通話料を全国一律16.5円とするものなどがある。この料金プランを利用するためには、固定電話の利用者が携帯電話へ発信する際に、固定電話会社ごとの認識番号「00XY」（以下「事業者識別番号」という。）を携帯電話番号の前に付することなどとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、本省、8地方整備局、北海道開発局、中国運輸局、神戸運輸監理部、2地方航空局及び4航空交通管制部（以下、これらを「本省及び17地方支分部局」という。）において、次のような事態が見受けられた。

すなわち、本省及び17地方支分部局の電話回線19年度559回線、20年度512回線において、固定電話発携帯電話着の通話料について、事業者識別番号を携帯電話番号の前に付するなどすれば経済的な料金プランを利用できるのに、この料金プランを利用していないものが見受けられた。

このように、経済的な料金プランを利用することにより通話料の節減を図ることが可能であったのに、この料金プランを利用することなく割高な通話料を支払っている事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

本省及び17地方支分部局の559回線及び512回線における固定電話発携帯電話着の通話料のうち、経済的な料金プランを利用していなかった通話料19年度2197万余円、20年度2113万余円、計4311万余円について、経済的な料金プランを利用したとして修正計算すると、19年度1554万余円、20年度1494万余円、計3048万余円となり、差し引き19年度643万余円、20年度618万余円、計1262万余円が節減できたと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、本省及び17地方支分部局は、21年8月までに、通話料の節減を図るため、自動的に事業者識別番号を付することができるように構内電話交換機の設定を変更するなどして、固定電話発携帯電話着の通話料に係る経済的な料金プランを適切に利用することとした。また、本省は、今後の通話料の節減を図るために、21年9月に地方支分部局に対して通知を発し、今後新たに提供される経済的な料金プランについても常に把握を行い、その利用について周知徹底するなどの処置を講じた。

道路改良工事等の実施に当たり、再生砕石を積極的に使用して環境に配慮した経済的な設計を行うことにより、工事費を低減させるよう改善させたもの

低減できた新材砕石の材料費及び栗石を使用した基礎工費の積算額(支出) 9960万円

1 道路改良工事等の概要

国及び地方公共団体は、道路整備事業の一環として、道路舗装工事、構造物築造工事等を毎年度多数実施しており、これらの工事において道路舗装の下層路盤材、構造物の基礎材等に砕石を、また、構造物の基礎材に栗石を使用している。砕石には、原石を破碎するなどして製造する砕石（以下「新材砕石」という。）のほか、コンクリート構造物の解体等により発生するコンクリート塊等から製造する砕石（以下「再生砕石」という。）がある。また、栗石は、新材砕石と同じく原石から製造するもので、再生資材はない。

国土交通省は、リサイクル原則化ルール等を策定し、工事現場から40kmの範囲内に再生砕石等を製造する再資源化施設がある場合、品質等を考慮した上で、原則として、再生砕石を利用することなどとしている。

そして、再資源化施設数等は、近年、大幅に増加していて、再生砕石を使用する箇所も拡大している。また、再生砕石の価格は、一般的には新材砕石又は栗石より安価となっている。さらに、公共工事に使用する再生砕石の品質については、新材砕石と同等の品質基準が定められ、それに従って製造されている。

2 検査の結果

18年度から20年度までに実施した道路舗装工事等のうち、直轄事業として3国道事務所等が施行した53工事及び補助事業として2県の19事業主体が施行した288工事、計341工事を検査したところ、297工事については、下層路盤材等に新材砕石を使用することとして積算していた。また、直轄事業として2事業主体が施行した44工事については、構造物の基礎材に栗石を使用することとして積算していた。

そして、これらの工事において、新材砕石や栗石を使用した理由を調査したところ、各事業主体は再生砕石の供給や品質に不安があるためなどとしていた。

しかし、いずれの工事箇所も近年は再生砕石の供給が可能となっていること、他の事業主体においては下層路盤材、構造物の基礎材等に再生砕石を使用しているが、構造上等の問題は生じていないことなどから、再生砕石を使用することにより、環境に配慮した経済的な設計を行う必要があったと認められた。

そこで、新材砕石に代えて再生砕石を使用することとして砕石の材料費を修正計算すると、積算額を直轄事業で約170万円、補助事業で約1億5820万円（国庫補助金相当額約9040万円）低減でき、また、栗石に代えて再生砕石を使用することとして基礎工費を修正計算すると、積算額を約750万円低減できたと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、21年9月に地方整備局等に対して通知を発し、道路関係工事における砕石等の使用に当たっては、環境及び経済性に配慮して、再生砕石の積極的な使用を十分検討するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に周知するなどの処置を講じた。

航空会社が警備業者に委託して実施する受託手荷物検査業務に係る費用の国の分担額の算定に当たり、検査業務開始時刻をチェックインカウンターの業務開始時刻以降とすることにより、国の分担額を適切なものとするよう改善させたもの

節減できた受託手荷物検査業務の国の費用分担額(支出) 2 1 5 0 万円

1 事業の概要

(1) 受託手荷物検査業務に係る国の費用分担の概要

国土交通省東京、大阪両航空局は、ハイジャック、航空機爆破等の不法な行為の未然防止を図るため、航空会社との間で国内線に係る「ハイジャック等防止対策（機内持込手荷物検査業務等）費用分担に関する協定」（以下「協定」という。）を締結している。そして、協定に基づき、国土交通省は、国が管理する25空港において、爆発物、凶器等が航空機内に搭載されないようにX線透視手荷物検査装置等を使用して、旅客が航空機内に持ち込む機内持込手荷物に対して実施する検査業務等（以下「機内持込手荷物検査業務」という。）及び旅客からチェックインカウンターにおいて預かり運送する受託手荷物に対して実施する検査業務（以下「受託手荷物検査業務」という。）を航空会社が警備業者に委託する費用の1/2を分担している。これは、航空会社が実施する機内持込手荷物検査業務及び受託手荷物検査業務が、空港内の航空機、空港ビル、滑走路等への破壊行為の防止及び空港利用者や従業員等の空港関係者の安全確保に寄与しており、空港管理者の責務である空港の管理運営及び秩序維持の一部を補完していることを理由としている。

そして、国土交通省の費用分担額は、平成19年度52億3436万余円（うち受託手荷物検査業務分14億1624万余円）、20年度51億0485万余円（うち受託手荷物検査業務分13億7154万余円）、計103億3922万余円（うち受託手荷物検査業務分27億8779万余円）となっている。

(2) 受託手荷物検査業務の実施時間の設定

国土交通省は、費用分担の対象となる受託手荷物検査業務の実施時間、検査員の配置等について、「モデル受託手荷物数・検査時間等の設定基準」（以下「基準」という。）等を定めている。基準によれば、各空港における受託手荷物検査業務の1日当たりの実施時間は、航空会社のチェックインカウンターごとに取扱航空機の機種別検査時間区分（例えばボーイング747については出発時刻120分前から出発時刻まで。）を割り当てることにより設定することとなっている。ただし、始発便に機種別検査時間区分を適用して算出した開始時刻（以下「算出基準時刻」という。）より旅客搭乗手続開始時刻が後になる場合は、旅客搭乗手続開始時刻を受託手荷物検査業務の開始時刻（以下「検査業務開始時刻」という。）としている。

そして、東京、大阪両航空局は、受託手荷物検査業務の実施場所、1日当たりの実施時間、検査員の配置等を定めた実施計画書を航空会社から提出させ、承認したものを基に費用を分担している。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

航空会社の本社は、実施計画書の作成に当たり、空港ビルの業務開始時刻以降は空港ビル内にインターネット等を利用して既に旅客搭乗手続を済ませた旅客が存在することから、空港ビルの業務開始時刻が基準に定める旅客搭乗手続開始時刻に当たると考え、空港ビルの業務開始時刻が算出基準時刻より後になる場合は、空港ビルの業務開始時刻を検査業務開始時刻として実施計画書を作成していた。そして、東京、大阪両航空局においてもこれと同様に考えて、実施計画書を承認していた。

そこで、各空港事務所に提出された警備報告書等により検査業務開始時刻の実態を検査したところ、19年度の7空港及び20年度の8空港において、航空会社のチェックインカウンターの業務開始時刻（以下「カウンター業務開始時刻」という。）が空港ビルの業務開始時刻よりも後となっているものが見受けられた。

そして、これらの空港において、航空会社の支店等は、実施計画書に定める検査業務開始時刻からカウンター業務開始時刻までの時間帯に検査員を検査場に配置させたり、カウンター業務開始時刻を検査業務開始時刻とした上で、実施計画書上は出発便の間隔が開いていて受託手荷物検査業務を実施することとしていない時間帯（以下「計画外時間帯」という。）に検査業務の実施時間を振り替えたりして、実施計画書に定める1日当たりの時間との開差を生じないように処理していた。

しかし、航空会社がチェックインカウンターで検査後の手荷物を速やかに預かる体制を十分に執ることができないカウンター業務開始時刻以前の時間帯や、計画外時間帯については、特段受託手荷物検査業務を行う必要のない時間帯であり、費用分担の対象時間とする要がなかったと認められた。

前記19年度の7空港及び20年度の8空港において、カウンター業務開始時刻を検査業務開始時刻として費用分担額を算定すると、19、20両年度の受託手荷物検査業務の費用分担額は計27億6622万余円となり、前記の分担額計27億8779万余円を約2150万円節減できたと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、国土交通省は、21年9月に基準を改正して、各空港における検査業務開始時刻をカウンター業務開始時刻以降とすることとし、同年10月以降の費用分担額の算定から適用する処置を講じた。

軽装甲機動車を巡回点検する技術援助役務契約の実施に当たり、巡回点検の対象車両数を必要最小限のものとしたり、点検項目を削減したりすることにより経済的なものとするよう改善させたもの

節減できた契約額(支出) 1300万円

1 軽装甲機動車の点検、整備の概要

陸上自衛隊は、軽装甲機動車を主に普通科部隊に配備しており、部隊配備が開始された平成14年度から20年度までの間に計1,071両が納入されている。

陸上自衛隊補給統制本部（以下「補統本部」という。）は、納入後1年以内の軽装甲機動車について、装備品の初期故障を早期に発見してその後の整備に寄与させるためとして、毎年度、2か年度の国庫債務負担行為により、コマツ特機株式会社との間で技術援助役務契約（以下「役務契約」という。）を締結して、納入後6か月及び12か月の点検（以下「巡回点検」という。）を同社に請け負わせている。

この巡回点検は、同社が作業員を納入先の駐屯地に派遣して、役務契約で定められた点検項目に基づき、大部分の装置について分解することなく機能、損傷の有無等を点検して、その都度、作業記録を作成し補統本部に送付するものである。

補統本部は、役務契約を概算額で締結しており、各年度に納入された軽装甲機動車のすべてを対象に、作業員の工数を6か月点検は1両当たり5時間、12か月点検は1両当たり6時間を上限として、工数の実績に基づき加工費を算定するなどして精算を行っている。このうち、19年度の役務契約では180両を対象に精算額は2724万余円となっている。また、20年度については、173両を対象に概算額を2808万余円としている。

一方、陸上自衛隊は、陸上自衛隊整備規則（昭和52年陸上自衛隊達第71-4号）に基づき、部隊等が器材等を常に良好な状態に維持し、故障の発生を未然に防止するため、軽装甲機動車について、定期的又は使用の都度、点検、調整、交換等（以下「予防整備」という。）を行っている。このうち、納入後1年までの予防整備については、使用の都度を実施するA整備及び1か月ごとに実施するB整備を使用部隊等が行い、納入後6か月の時点で実施するC整備及び12か月の時点で実施するD整備を使用部隊を支援している整備部隊等が行っている。C整備は主要な装置を、D整備はほとんどの装置を対象に、車両の一部を分解の上、機能、損傷の有無等を点検して、構成品の調整、油脂・部品等の補充、交換等を行うものである。

また、軽装甲機動車は、納入後1年間は、製造請負契約に基づいて、発見された不具合が瑕疵であると判断された場合、無償で製造業者に補修等を実施させることができることとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

作業記録について検査したところ、その後の参考となる事項、異常の発見等の記載事項はほとんどなかった。また、巡回点検により瑕疵を発見した場合は、補統本部に報告することとなっているが、その報告事例もなかった。このように、巡回点検の目的である初期故障の早期発見は、これまでの実績ではほとんどない状況となっていた。

さらに、軽装甲機動車について1年間のうち正常に使用することができた日数の割合を示す可動率をみると、毎年度95%程度と高い水準になっており、故障の発生が少なく、故障が発生しても短期間で補修される傾向にあると認められた。これらのことから、軽装甲機動車は、機械的な信頼性が高く、部隊等

による整備が容易な車両であると認められ、必ずしも納入車両数のすべてについて巡回点検をする必要はないと認められた。

したがって、軽装甲機動車の導入実績がないため整備に不慣れな整備部隊等があることなどを考慮して、納入後1年以内の車両のすべてを対象車両数とするのではなく、このうち軽装甲機動車が初めて導入される部隊の車両数（以下「初度導入車両数」という。）と初期故障等の状況を把握するため必要とされる統計的手法による抽出車両数（以下「必要車両数」という。）とを比較し、いずれが多い方の車両数を対象として巡回点検を実施することとして、対象車両数を削減すべきであると認められた。

上記に基づき、対象車両数を修正すると、初度導入車両数は19年度159両、20年度21両、必要車両数は19年度123両、20年度119両となるので、対象車両数は19年度159両、20年度119両となる。このため、両年度の役務契約の対象とした車両数19年度180両、20年度173両は、それぞれ19年度は21両、20年度は54両を削減できると認められた。

また、陸上自衛隊では、巡回点検と予防整備は、それぞれ別個の観点から実施しているとしており、巡回点検では製造業者等の高度な技術力が活用できるとして、それぞれの点検項目を比較検討することなく実施していた。

そこで、ほぼ同時期に実施されている予防整備の点検項目と重複しているなどの巡回点検の点検項目について、削減可能な項目はないか検討したところ、仮に異常が発見できなかった場合でも重大事故につながるおそれがないことなどから巡回点検の点検項目としなくても支障がなく削減することが可能であると認められる項目が、6か月点検及び12か月点検とも各62項目あった。これらの点検項目について、巡回点検を実施しないこととすると、工数が6か月点検及び12か月点検とも、1両について0.68時間減少することになると認められた。

上記のとおり、対象車両数及び巡回点検の項目数を削減して契約金額を修正計算すると、19年度2167万余円、20年度2064万余円、計4231万余円となり、19年度556万余円、20年度744万余円、計1300万余円が節減できたと認められた。

3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、21年9月に補統本部に対して、軽装甲機動車の巡回点検について通達を発して、20年度契約のうち今後契約変更が可能なもの及び21年度以降の契約について、巡回点検の対象車両数を必要最小限のものに削減するとともに、予防整備の内容と重複する点検項目数のうち支障のないものを削減することなどにより工数を減少させる処置を講じた。

航空機の機体及びエンジンの定期修理作業の役務請負契約に係る社外購入部品について、航空補給処が商社等から購入して官給することにより、経済的な調達を図るよう改善させたもの

低減できた総利益の額(支出) 1 0 7 0 万円

1 定期修理作業の役務請負契約における修理用部品調達の概要

(1) 定期修理作業の役務請負契約の概要

海上自衛隊は、航空機の機体及びエンジンについて、安全かつ効果的に運用し得る品質を維持するために整備作業を実施する必要があるため、そのため、海上幕僚監部は、航空機の機体及びエンジンの定期修理作業（以下「定期修理作業」という。）の役務を装備施設本部（平成19年8月31日以前は装備本部、18年7月30日以前は契約本部）に調達要求している。

これを受け、装備施設本部は、修理会社と役務請負契約を締結しており、そのうち17年度から19年度までの各年度において川崎重工業株式会社、日本飛行機株式会社及び三菱重工業株式会社（以下「3修理会社」という。）と締結して、18年度又は19年度に完了した定期修理作業に係る役務請負契約は計33件、234億9965万余円となっている。

(2) 修理用部品の官給等

航空補給処は、定期修理作業の役務請負契約で使用する航空機部品（以下「修理用部品」という。）について、航空機等整備実施要領（平成10年通知補本装航第89号）に基づき、原則として、おおむね単価50,000円未満の品目や技術上又は補給上修理会社が負担することを適当とする品目（以下、これらを「業者負担部品」という。）を除き、自ら商社等から購入するなどして準備した修理用部品（以下「官側負担部品」という。）を修理会社からの官給請求に基づき官給することとなっている。

航空補給処は、官側負担部品について、修理会社からの官給請求に対して、在庫等がある場合には官給を行っているが、必要数量の増加等やむを得ない理由により、修理会社が必要とする期日（以下「官給必要期日」という。）までに官給が困難であると判断した官側負担部品（以下「官給困難品」という。）については、当該品目の作業工程上の官給必要期日等を考慮の上、修理会社に対して官給することが困難である旨を通報することとなっている。そして、修理会社は、自ら準備可能と判断した当該修理用部品について、航空補給処から官給困難品の指定を受けた上、自ら製造したり、商社等から購入したり（以下、修理会社が商社等から購入した修理用部品を「社外購入部品」という。）して修理に用いることとなっている。

(3) 予定価格の算定等

装備施設本部は、修理会社と役務請負契約を締結するに当たり、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）に基づき、予定価格を原価計算方式により算定することとして、直接材料費、加工費及び直接経費の製造原価に、所定の率を乗じて算出される総利益（一般管理及び販売費、利子並びに利益を合計したものをいう。以下同じ。）を加算するなどの方法により計算価格を算定し、これを基に予定価格を決定している。

そして、役務請負契約の予定価格の算定において、修理会社が調達することになる社外購入部品は、業者負担部品とともにその調達に要する費用は直接材料費として計上されるため、それに総利益が加算されることになる。これに対して、航空補給処が当該社外購入部品を自ら調達して修理会社に官給した場合には、当該部品の購入価格に総利益に相当する額は加算されない。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

3修理会社において経理書類等で確認したところ、前記33契約の社外購入部品の調達額は計12億6943万余円となっていた。

このように社外購入部品の調達額が多額となっている原因について検査したところ、3修理会社は航空補給処へ受領希望日をおおむね10日以内として官給請求を行っていた。これに対して、航空補給処は、在庫等が無いことについては確認していたが、当該修理用部品の調達に要する期間（以下「調達期間」という。）と官給請求日から作業工程上の官給必要期日までの期間（以下「必要期間」という。）とを比較検討することなく、受領希望日までに官給が困難であると判断して当該修理用部品を官給困難品に指定して、3修理会社に購入させていた。

しかし、3修理会社において、前記33契約のうち物品購入伝票が保存されているなど資料の確認が出来た17、18両年度の7契約、計76億2484万余円に含まれる社外購入部品計155品目（調達額計1億7228万余円）の実際の調達期間と必要期間とを比較検討したところ、計89品目（調達額計8282万余円）については、調達期間が必要期間より短くなっていることから航空補給処で官給必要期日までに商社等から購入して3修理会社に官給することができたと認められた。

上記の7契約において、社外購入部品計155品目のうち官給請求を受けてから官給必要期日までに航空補給処で購入できたと認められる計89品目について、航空補給処が商社等から同額で購入して官給することとして、当該役務請負契約の計算価格における直接材料費に係る総利益の額を修正計算すると、前記17、18両年度の7契約の155品目に係る総利益の額計2108万余円を約1070万円低減でき、3修理会社が社外購入部品として購入する場合に比べて経済的に調達できたと認められた。

前記のように、予定価格の算定上直接材料費として計上され、これに総利益が加算されている社外購入部品について、航空補給処が、官給することとして商社等から購入すれば経済的な調達が可能となるものがあるのに、官給困難品として指定して、3修理会社に購入させている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、海上幕僚監部は、航空補給処に対して経済的な調達を図るよう周知徹底を行い、航空補給処は、21年5月に官給困難品の指定に関する手続を定める処置を講ずるとともに、21年9月に官給請求に対して調達の可否を検討するための的確な官給必要期日を通知するよう依頼する文書を修理会社に発して、可能と判断された場合には商社等から購入して官給する処置を講じた。

陸上自衛隊における即応予備自衛官の訓練の実施に当たり、訓練招集命令の発令を適切に行わせることなどにより、即応予備自衛官手当の支給が効果的なものとなるよう改善させたもの

支給することが適切でなかった即応予備自衛官手当の支給額(支出) 4 3 9 2 万円

1 即応予備自衛官制度の概要

陸上自衛隊においては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）等の規定に基づき、有事等の際に必要な防衛力を急速かつ計画的に確保するため、即応予備自衛官及び予備自衛官の制度が設けられており、この両者の身分は非常勤の特別職国家公務員とされている。

このうち、即応予備自衛官は、平素は別の職業に従事しているが、防衛招集命令等に基づき招集された場合、あらかじめ指定された部隊（以下「指定部隊」という。）において自衛官として勤務することとされている。そして、即応予備自衛官は、常時勤務する常備自衛官とともに第一線部隊としての任務に当たることとされており、予備自衛官が駐屯地警備、後方支援等の任務に当たるのに対して、より高い練度と即応性を要求されている。

即応予備自衛官は、必要とされる練度を維持するため、防衛大臣が発する訓練招集命令（以下「命令」という。）に基づき、指定の日時及び場所に出頭して訓練招集に応ずることとされており、1年当たりの訓練招集の期間は30日とされている。命令は、訓練招集命令書（以下「命令書」という。）により発令されることとなっており、この命令書は、訓練を実施する前に、指定部隊の長が即応予備自衛官に交付することとなっている。そして、訓練招集の日程については、指定部隊の長が、部隊全体の年度及び各期の訓練計画を即応予備自衛官本人及びその雇用企業等に事前に通知して、複数の訓練日程の中から最も都合の良い訓練日程を選択させるなどの調整をした上で決定している。また、各都道府県に置かれている地方協力本部（平成18年7月30日以前は「地方連絡部」）は、即応予備自衛官等の募集活動や広報活動を担当しており、雇用企業等の協力を得て、即応予備自衛官が訓練招集等に応じやすい環境を整備するよう努めることとされている。

命令を受けた即応予備自衛官が訓練招集に応ずることができなくなった場合には、所定の申出書にその事由を証明する書面を添えて防衛大臣に申し出なければならないこととされており、防衛大臣の委任を受けた指定部隊の長は、当該申出が正当な事由（心身に故障を生じたとき、出産したときなどや、これらに準ずる場合で真にやむを得ない場合に限定されている。）によるものであると認めるときには、当該命令の取消しなどを行うこととされている。

即応予備自衛官に対しては、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）等により、防衛招集等に応ずる義務を負う対価として、月額16,000円の即応予備自衛官手当（以下「即自手当」という。）が四半期ごとにまとめて支給されることとなっている。ただし、命令を受けたにもかかわらず正当な事由によらないで訓練招集に応じなかった場合（以下「不出頭」という。）等には、既に支給した分の翌月以降の分は支給されないこととなっている。

そして、即応予備自衛官に対する即自手当の支給額は、18年度11億4769万余円、19年度10億4139万余円、20年度10億0536万円、計31億9444万余円となっている。

なお、即自手当のほかには、実際に訓練に従事した場合の対価として、階級に応じて1日当たり10,400円から14,200円までの訓練招集手当が支給されることとなっている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

即応予備自衛官は、18年度末においては69指定部隊に5,987名が、19年度末においては68指定部隊に5,873名が、20年度末においては68指定部隊に5,853名が在籍している状況となっていた。

しかし、このうちの18年度においては27指定部隊の259名に、19年度においては31指定部隊の396名に、20年度においては26指定部隊の299名に対して、各指定部隊の長が、本来であれば年間で30日の命令書をそれぞれに交付すべきところ、訓練招集に応ずるための調整がつかなかったなどとして当初より命令書を交付していなかったり、正当な事由に当たるかどうかの検討が十分でないまま一度発令された命令を取り消したりしていた。

そして、これらの者については、命令そのものが発令されていないため、制度上即自手当の支給停止の要件である不出頭はないこととなることから、出頭日数が年間で30日に満たなかったにもかかわらず、即自手当が継続して支給されていた。

また、各地方協力本部においても、指定部隊と連携を図っていなかったため、即応予備自衛官の訓練への出頭状況が十分に把握されておらず、即応予備自衛官が雇用企業等において訓練招集等に応じやすい環境を整備することが十分に図られていない状況となっていた。

しかし、即応予備自衛官は必要とされる練度を維持するため、年間で30日の訓練招集に応ずることとなっているのであるから、指定部隊の長はこれに係る命令書を交付するとともに、地方協力本部と連携して、即応予備自衛官が訓練招集に応じやすい環境の整備を図るべきであると認められた。そして、その上で正当な事由がないのに命令に応じなかった者については不出頭として取り扱い、それ以降の即自手当は支給しないようにすべきであり、前記の者18年度259名、19年度396名、20年度299名について、それぞれ18年度1230万余円、19年度1846万余円、20年度1315万余円、計4392万円の即自手当を支給していたのは適切でなかったと認められた。

このように、多数の指定部隊において、即応予備自衛官に対して年間30日の命令書を交付することが徹底されていなかったり、正当な事由に当たるかどうかの検討が十分でないまま一度発令された命令を取り消したりしていたことにより、即応予備自衛官が訓練招集に応じた日数が不足していて、必要な練度の維持に支障が生じたり、これらの者に対して、即自手当が継続して支給されていたりしている事態は、即自手当の支給を効果的かつ公平なものとする視点等から適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、陸上幕僚監部は、21年9月に各方面総監部等に対して通達を発するなどして、次のような処置を講じた。

ア 指定部隊における命令書交付状況を把握するとともに、即応予備自衛官として必要な練度及び即応性の確保を図るため、指定部隊に対して年間で30日の命令書の交付を徹底させることとした。

イ 即応予備自衛官に対する命令を取り消すことができる正当な事由についての判断基準を明確化して、命令の取消しを適確、厳正に行わせることとした。そして、指定部隊等に対して、判断基準に照らして正当な事由なく命令に応じない場合には不出頭として取り扱い、即自手当を支給しないことについて周知徹底を図った。

ウ 即応予備自衛官の訓練への出頭状況等に関する指定部隊と地方協力本部との間の連絡、調整要領を具体化して、地方協力本部に対して、即応予備自衛官が雇用企業等において訓練招集等に応じやすい環境を整備することについて周知を図った。

航空自衛隊において、修理の上使用することが見込まれる物品について、不用決定等の処分を保留する処置に係る手続を定めることにより、再利用の徹底を図るよう改善させたもの

処分保留の処置が徹底されていなかったために不用決定の上処分されたものの物品管理簿上の

単価に基づく合計額(収入支出外) 3 1 9 8 万円

1 物品の不用決定及び修復性区分の概要

(1) 物品の不用決定について

航空自衛隊は、航空機、武器、通信機器等の装備品の構成品等の物品を調達している。そして、調達した構成品等の物品については、物品管理法（昭和31年法律第113号）等に基づき、防衛大臣が物品の管理に係る事務を航空自衛隊の物品管理官である航空幕僚長に委任するとともに、物品管理官の事務の一部を補給処及び基地等の分任物品管理官に分掌させている。

物品管理官及び分任物品管理官は、管理する物品のうち、供用することができない物品及び修理又は改造に多額の費用を要する物品等については、物品管理法、航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）及び航空自衛隊物品管理補給手続（平成4年補給本部長制定）に基づき、不用決定し廃棄することができることとなっている。

(2) 物品の修復性区分について

航空自衛隊は、上記の規則等に基づき、物品を修復性品目、すなわち、物品が使用不能となったときに、経済的に使用可能な状態に修復できると補給処において判断される品目と、非修復性品目、すなわち、物品が使用不能となったときに、本質的に修復できない品目や、補給処において修復の実施が経済的でないと判断される品目とに区分して管理することとしている。

そして、非修復性品目に区分されている物品が、実際に使用不能となったときには、物品管理官及び分任物品管理官は、これを不用決定し廃棄することとなっている。

航空自衛隊第2補給処（以下「2補処」という。）は、航空機の整備等を行うとともに、航空機の機体用部品等の補給、整備等を行っている。2補処の分任物品管理官である第2補給処長は、航空機の機体用部品等について、上記の修復性区分の再検討が必要となった場合は、「第2補給処における修復性品目の選定及び選定後の処置に関する達」（平成15年第2補給処達第1号。以下「達」という。）に基づき、修復性区分の変更の検討を行うこととされている。そして、非修復性品目とされていた航空機の機体用部品等について、検討の結果、経済的に使用可能な状態に修復できると、2補処において判断した場合には、非修復性品目から修復性品目へと変更することとされている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

2補処が需給の統制をしているF-15型航空機用コントロール・アッセンブリ・ピッチ・スタビライゼーション^(注1)（以下「コントロール・アッシー」という。20年度末物品管理簿単価246万余円）については、航空自衛隊技術指令書により、製造後18年で定期交換することとされている。そして、定期交換又は故障等により機体から取り下ろされたコントロール・アッシーは非修復性品目に区分されていたため、基地等において不用決定し廃棄することとされていた。

(注1) コントロール・アッセンブリ・ピッチ・スタビライゼーション 搭乗員の緊急脱出時、操縦座席を射出する際に座席の姿勢を安定させるための組部品

しかし、2補処は、米軍がコントロール・アッシーを修理しているとの情報を得たことから、16年12月から達に基づき、修復性区分の変更の検討を開始した。また、2補処は、これを基地で不用決定せずに2補処に返還させることにより、コントロール・アッシーが修復性品目に変更された際に、修理して再利用できるよう備えることとした。

そして、2補処は、同月に、コントロール・アッシーを取り扱っている7^(注2)基地の分任物品管理官及びF-15型航空機の定期修理を行っているA社の工場物品管理責任者^(注3)に対して、2補処でその修復性区分の変更を検討している間、定期交換等により取り下ろしたコントロール・アッシーについては、不用決定手続をせずに要修理品として2補処に返還し、また、既に不用決定手続中のものについては、その承認手続を取り止める処置（以下、これらの処置を「処分保留の処置」という。）を執るよう電話で指示したとしている。

（注2） 7基地 千歳、百里、浜松、小松、岐阜、築城、新田原各基地

（注3） 工場物品管理責任者 契約工場における官給品等に関する物品管理上の総括責任者で、物品管理補給のための業務を行う。

その後、2補処は、18、19及び20年度に取り下ろしたコントロール・アッシー75個を診断の上、そのうち67個について修理する契約（5契約総額2565万余円）を18年7月から順次修理会社と締結するとともに、これらの契約の実績を勘案するなどして、検討開始から3年以上経過した20年5月にコントロール・アッシーの修復性区分を非修復性品目から修復性品目へ変更した。

しかし、コントロール・アッシーを保有する前記7基地のうち、浜松、小松、岐阜及び新田原の4基地の各分任物品管理官は、2補処が処分保留の処置を執るよう電話で指示したとしている16年12月から修復性区分が変更された20年5月までの間に取り下ろした計33個のコントロール・アッシーのうち、24個を2補処に返還しているものの、残りの9個については不用決定し廃棄していた。

また、A社の工場物品管理責任者は、F-15型航空機の定期修理時に取り下ろした計10個のコントロール・アッシーのうち、6個を2補処に返還しているものの、残りの4個については2補処に対して不用決定の申請を行っており、申請を受けた2補処においても、第2補給処長がこれらを不用決定し廃棄していた。

このように、コントロール・アッシーを保有する4基地の分任物品管理官が9個を不用決定するとともに、第2補給処長自らもA社が保有する当該物品4個を不用決定して、合計で13個のコントロール・アッシー（物品管理簿価格計3198万余円）を廃棄していた事態は、その修理の機会を逸失していて適切でなく、改善を図る必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、2補処は、21年8月に達を改正して、非修復性品目の修復性区分の変更を検討するときは、基地等に処分保留の処置を徹底するよう文書により依頼するなど、処分保留に係る手続を制度化する処置を講じた。なお、航空幕僚監部は、同年同月に、各補給処が修復性区分の変更の検討対象となった物品について、処分を保留する場合にはその手続の明確化に留意するよう、補給処の物品管理事務の総合調整部局である補給本部に対応を指示した。